

報告第二十五号

平成二十五年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十三条第三項の規定により、平成二十五年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十六年六月十九日

江戸川区長 多田正見

平成25年度 江戸川区一般会計事故繰越繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9	土木費	2 土地区画整理費 土地区画整理事務費 (瑞江駅西部電線共同溝 地中化工事費負担金)	千円 57,166	千円 1,838	千円 55,328	千円 57,166	千円 55,328	千円 0	千円 0	千円 55,328	欄外に記述
合 計			57,166	1,838	55,328	57,166	55,328	0	0	55,328	

(説明)

本事業は、東京都施行による瑞江駅西部土地区画整理事業に伴う電線等地中化のための工事であり、東京都が施工を担当し、江戸川区は負担金を支払う方式で実施していた。平成26年2月中旬、東京都から、当該土地区画整理事業における建物移転の遅れ、想定外の地中障害物及び積雪の影響により、年度内の工事完了が困難であるとの見通しが示された。その後も協議を重ねたが、やむを得ず年度内の完了を断念し、完了後に支払予定であった負担金見込額を翌年度へ繰り越すこととした。

平成26年6月19日
江戸川区長 多田正見